

飯山市の 人事行政 運営状況

■ 職員の任免および職員数に関する状況

【職員の採用・退職状況】

採用者数 R4.4.1

職種	上級職	中級職	初級職	合計
人数	11	3	4	18

退職者数 R3.4.1～R4.3.31

退職事由	定年	定年以外の退職	合計
人数	8	7	15

※職員数は一般職員に属する職員数であり、地方自治法、公益法人等への派遣等に関する条例に基づく派遣職員を含み、臨時または非常勤職員等を除いています。

【部門別職員数の状況と主な増減理由】(R4.4.1 現在)

区分	部門	職員数(人)			フルタイム会計年度任用職員数(人)
		令和3年度	令和4年度	増減	
一般行政	議会	3	3		16
	総務企画	46	50	4	
	税務	11	11		
	民生	43	46	3	
	衛生	14	13	△1	
	農林	12	13	1	
	商工	11	11		
土木	23	22	△1	6	
特別行政	教育	34	32	△2	24
公営企業等	水道	7	7		2
	下水道	4	4		1
	その他	16	15	△1	4
合計		224	227	3	98

※増減理由は、組織機構および人員配置の見直しに伴う部門調整などによるものです。

■ 職員のサービスの状況

令和3年度中の本市における営利企業等への従事許可の状況(地方公務員法第38条第1項の規定による任命権者の許可を受けたもの)は次のとおりです。

申請件数	承認件数	承認した主な事項
25	25	各種統計調査員等

■ 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日に地方公務員法が改正され、再就職した元職員による本市職員への働きかけの禁止などの規制が導入されました。これに伴い、飯山市職員の退職管理に関する条例を制定し、職員の適正な退職管理に取り組んでいます。

■ 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分の件数(令和3年度)					主な理由
免職	休職	降任	降格	計	
-	-	-	-	-	-
懲戒処分の件数(令和3年度)					主な理由
免職	停職	減給	戒告	計	
-	-	-	1	1	交通事故

【分限処分】

一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

【懲戒処分】

職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分。規律の維持を目的として職員の道義的責任を問うもの。

■ 職員の研修と人事評価の状況

【研修の実施状況(令和3年度)】

区分	内容
独自研修	個人情報保護研修、ハラスメント研修、女性活躍推進研修、接遇研修、マネジメント研修
市以外が主催する研修会	一般職員研修、部課長研修、係長研修、新規採用職員研修、法制執務研修、税務各種研修など

【人事評価の状況(令和3年度)】

人事評価は、「人材育成の促進」および「公務能率改善による市民サービスの向上」を図ることを目的に、平成28年度から全正規職員を対象に本格実施しています。評価結果については、処遇に反映しています。

評価方法・回数	評価期間	評価対象者
業績評価(年2回)	前期:令和3年4月～9月 後期:10月～令和4年3月	育児休業等により評価期間に勤務しなかった職員を除く全ての正規職員 前期業績・能力評価219名、後期業績評価219名
能力評価(年1回)	令和2年10月～令和3年9月	

■ 級および職制上の段階ごとの職員数

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	定型的な業務を行う職務	37	16.1	主事	13	主事級
				技師	3	
				保育士	7	
				主事補	6	
				技師補	3	
				副保育士	5	
2級	主任の職務	35	15.2	主任	35	主任級
3級	主査の職務 副主幹の職務	72	31.3	主査	41	主査級
				副主幹	31	
4級	係長の職務 主幹の職務	46	20.0	係長	32	係長級
				主幹	1	
				企画員	4	
				出張所所長	1	
				園長	7	
				給食センター所長	1	
5級	課長補佐の職務 課長心得の職務	15	6.5	課長補佐	14	課長補佐級
				課長心得	1	
6級	課長の職務 副参事の職務	16	7.0	課長	13	課長級
				室長	1	
				副参事	1	
				美術館館長	1	
7級	部長の職務 参事の職務	9	3.9	部長	6	部長級
				議会事務局長	1	
				参事	2	
合計		230	100			

(R4.4.1 現在)

※北信広域連合・国土交通省への派遣職員3人を含む

■ 職員の福祉と利益の保護の状況

【産業医および衛生委員会の設置】

職員の衛生および健康の管理を行うため産業医を置くとともに、職員の危険および健康障害を防止するための基本となるべき対策、公務災害の原因の調査および再発防止対策その他職員の安全および衛生に関することについて調査審議するため衛生委員会を設置しています。

【公務災害等の発生および認定状況（令和3年度）】

- 公務災害（発生）3（認定）3
- 通勤災害（発生）0（認定）0

【健康診断等の実施内容】

レントゲン間接撮影、胃集団検診、大腸ガン検診、人間ドック、婦人ガン検診、総合健康診断、ストレスチェック

【福利厚生事業】

- ア. 互助会は、職員からの会費（給料月額1000分の4.5に相当する額。令和3年度約3,861千円）等で運営されています。なお、互助会が実施する慶弔金、見舞金、資金の貸付、生活物資のあっせんなどの事業の費用は、会費などにより賄われています。
- イ. 職員の共済制度は、他の健康保険や厚生年金の制度と同様に地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担・拠出する財源により短期給付事業、長期給付事業、福祉事業等を行っています。

【北信広域連合公平委員会への措置要求・不服申し立ての状況】

地方公務員は労働基本権が制限されているため、その代償的措置として、公平委員会に対して勤務条件に対する措置要求や不利益処分に対する不服申し立てができる制度が用意されています。令和3年度措置要求、不服申し立てともにありませんでした。